

## 5 双農第 4 号ニホンザル生息状況調査業務委託仕様書

### 1 総則

本業務は、契約書及び本仕様書に基づき行うこととする。

### 2 業務番号及び業務名

5 双農第 4 号 ニホンザル生息状況調査業務

### 3 目的

当町では、令和 4 年 8 月 30 日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除となったことから、町民の帰還に伴ってニホンザルによる生活環境被害や人身被害の発生が懸念されるため、令和 4 年度から 2 カ年で生息状況調査等を実施することとした。

令和 4 年度は、町内を行動域にする 2 群を対象に、1 群当たり 2 頭で、計 4 頭のオトナメスザルを捕獲して、行動域調査と個体数調査を行った。行動域調査では、国道 6 号以西の山田・石熊地区で活動する群れと前川原付近で活動する群れが確認でき、さらに特定復興再生拠点区域にも出没していることが確認できた。個体数調査では、2 群合わせて 113 頭という調査結果であった。

令和 5 年度は、令和 4 年度の調査結果を踏まえ、行動域調査では 1 年を通して町内における 2 群の行動域の特定を行うとともに、併せて個体数調査では群れの雌雄及び性年齢別による変動と群れの全頭数(推定)の把握を行う。

本調査結果を基に、町は双葉町ニホンザル管理事業実施計画を策定し、地域の荒廃抑制及び町民の安全・安心な生活環境の確保や被害防止を図ることを目的とする。

### 4 業務期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 15 日まで

### 5 業務の場所

双葉町内(帰還困難区域を含む。ただし中間貯蔵施設区域は除く。)

### 6 対象獣種

- (1) 対象獣種はニホンザルとし、原則としてオトナメスとする。
- (2) 対象獣種以外の錯誤捕獲があった場合、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき放獣等の措置を行う。

### 7 資格要件

- (1) 東北地方に本社・本店、支店又は営業所を有している事業者であること。
- (2) 有効な「麻薬研究者免許証」を保有する者を作業従事者として配置できる事業者であること。

### 8 業務内容

本業務における調査内容は、次の通りとする。

#### (1) 打合せ

事業開始前に委託者、受託者及び関係機関で業務実施計画等の打合せを実施する。

また、事業開始後は、同関係者で業務実施状況の確認及び成果品取りまとめ等の打合せを実施する。

(2) 現地調査

現地調査の日数は3日間とし、捕獲実施個所を選定する。

なお、選定された捕獲実施個所の地権者との交渉は、委託者が行う。

(3) 箱わな、通信式センサーカメラの設置及び捕獲方法

箱わな6台及び通信式センサーカメラ10台を1日間で設置を行う。

なお、箱わな6台で捕獲を行うとともに、通信式センサーカメラ10台を用いて、各箱わなの近接に6台設置して捕獲の有無の確認と、サルの出没頻度の高い場所に4台設置して、出没状況等の確認を4カ月間行う。

(4) わなの管理・見回り

実施期間中のわなの見回りは、4カ月間(1カ月に5日程度の頻度とし、20日間を限度とする。)実施する。

また、箱わなの設置個所の変更を行う等一定期間を経ても対象獣種の捕獲が見込めない場合、委託者と協議の上で、麻酔銃による捕獲方法との併用により早期捕獲に努めるものとする。

(5) 発信機装着及び行動域調査

町内に生息するニホンザルの群れを対象として、1群につき2日間で2群のそれぞれ2頭にGPS発信機及び電波発信機(LT)を1台ずつ装着する。

なお、GPS発信機の装着後は、測位情報を的確に取得し、群れの行動域調査を行うことにより群れの活動区域を特定する。

(6) 個体数調査

(5)で装着した電波発信機(LT)を用いて、1群につき3日間で群れの個体数調査を実施し、雌雄及び性年齢別の個体数を把握する。

なお、性年齢別は、オトナ・ワカモノ・コドモ(年齢別)・アカンボウの別とする。

## 9 安全管理

本業務の実施に当たり、受託者は、調査を実施する地域の状況を十分に把握し、業務従事者の人身事故はもとより、第三者等に対して危害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。

## 10 成果品

(1) 調査報告書 2部(報告書は、調査結果のほか、次年度以降に向けての課題整理及び課題処理対策に資する提言等も含む。)

(2) 上記報告書の電子データ 1部

(3) その他委託者が指示するもの

## 11 疑義

本業務の実施に当たり、仕様書等に明示なき事項がある場合又は疑義を生じた場合、受託者は、速やかに委託者に申し出て、協議するものとする。

## 12 所有権等

本業務による成果品の所有権は委託者に属するが、そのデータを使用する権利については、委託者及び受託者の双方にあるものとする。

ただし、受託者がこのデータを用いた研究成果等を公表する場合には、本業務により得たデータであることを公表する資料に明記するものとする。

### 1.3 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、委託者と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務の実施に当たり「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及びその他関係法令を遵守するものとする。
- (3) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- (4) 委託者は、監督員を設置し、受託者は監督員と連絡を取りながら業務を調整すること。
- (5) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、委託者の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に継承させてはならない。